

山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務に関する質問及び回答

R7.8.8

No	項番等	質問要旨	回答
1	仕様書 12 業務の一括 再委託の禁止	事業受託を予定している法人の ほかに連携法人により本業務を 実施することは可能か。 (事業受託を予定している法人 を中心として実施を想定)	次の方法での実施が可能です。 (1)複数の事業者から構成された任意団体による実施 次の要件を満たす場合は、複数の事業者から構成された任意団体が実施することが可能です。 ①任意団体を構成する各事業者が本企画提案の参加資格を有すること ②様式1の添付書類については、任意団体を構成するすべての事業者に係る書類とすること ③事業実施に関する役割分担・責任の所在を明確にした協定等の文書を参加資格確認申請時に提出すること (2)再委託による実施 仕様書にありますように、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することが可能です。 再委託を予定している場合は、その内容と理由、利用者及び再委託先との連携方法を記した文書を参加資格確認申請時に提出してください。 なお、委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2分の1未満である必要があります。